

CONTENTS

文化人の本音 河合肇雄文化庁長官対談 第32回 ゲスト 竹本住大夫さん●人形浄瑠璃文案太夫	
百点満点の芸はできまへん	4
長官コラム 文化庁の抜穴	9

いいきミュージアム 美術館・博物館事業レポート② 倉敷市立美術館(岡山県)	22
芸術文化の活動風景 ⑧ 石原良子(面打ち(能面制作者))	23
そうかこうすればいいんだ! 著作権教育実践事例 ⑧ e-learning を利用した著作権教育	24
文化交流使の活動報告 ⑧ 松本直み(舞台照明家)	25
伝建地区を見守る人々 伝建歳時記 ⑧ 関宿重伝建選定20年を迎えて(三重県関町)	26
遺跡を楽しむ ⑧ 縄文に触れて遊ぼう	28
文化庁の地域文化振興施策 ⑧ 平成21年度第24回国民文化祭開催に向けて	29
国語研究の最先端 ⑧ 国語を電話で聞く・答える	30
風を呼ぼう。わが町に 登録文化財との歩み ⑧ 近代の銘仙のまち 秩父の歴史的建造物	31
文化カニユース from 関西 関西元気文化圏の特色ある取組 ⑧ 文化を伝えるまなびすと	32
国宝・重要文化財をもっと楽しむ方法—文化財鑑賞の手引き—⑩ うつわを飾る	33
日本の伝統美と技を守る人々 選定保存技術保存団体編 ② 祭屋台等製作(修理)(祭屋台等製作修理技術者会)	34
第51回日本伝統工芸展	35
文化財の新指定(美術工芸品関係一3)	37
京都国立博物館 特別展覧会協賛 特集陳列 もうひとつの守屋コレクション—中国の銅鏡—	41
奈良国立博物館 大和の神々と美術 談山神社の名宝	42
東京国立近代美術館 フィルムセンター 特集・逝ける映画人を偲んで2002—2003	43
東京文化財研究所 第35回東京文化財研究所芸能部公開学術講座	44
バーミヤーン遺跡保護・復興に関する公開シンポジウム	44

文化庁ニュース

イベント案内

文化庁提言 文化ボランティア活動の推進のために	大谷圭介	10
有識者提言 博物館・美術館における文化ボランティアの可能性	井上洋一	12
事例紹介 全国に文化ボランティアの花を咲かせる	柴田英紀	14
事例紹介 NPO法人福井芸術・文化フォーラム	福井県	16
事例紹介 子どもの美術教育をサポートする会	滋賀県	18
施策紹介 文化ボランティア推進モデル事業	政策課	20

特集 文化ボランティア活動の推進

今月の表紙	(上) 三鷹ギャラリーにおける文化ボランティアの活動 (下) 文化芸術懇談会における備中神楽(備中羽社)
-------	---

新国立劇場スポットライト	45
12月の国立劇場	46
芸術文化振興基金ニュース	47
題字デザイン 桑山弥三郎	

文化ボランティア活動の推進のために

1 はじめに

文化庁では河合雄文化庁長官が就任して以来提唱している、文化ボランティアを平成一四年から推進しています。そもそも文化ボランティアを河合長官が提唱したのは、河合長官が座長を務めた「二世紀日本の構想」懇談会の最終報告書（平成一二年一月）の中で従来の上からの「公共」ではなく個人を基盤とした新たな「公」の創出が必要との提言を踏まえ、その新たな「公」の創出を具現化するものとしての文化ボランティアを推進するためです。

2 文化ボランティアとは

文化ボランティアの定義について、法令や答申等で定義をしたものではありませんが、一つのとらえ方としては、「各個人の発想と自主性に基づいて、対価を目的とせずに自分の時間、労力、創造力を提供し、人々の文化芸術

3 文化ボランティアをめぐる状況

文化庁では、平成一五年二月に文化会館や歴史系博物館・美術館のご協力を得て、これらの施設で活動する文化ボランティアの方々を対象に「文化ボランティア実践者アンケート調査」を実施しました。この調査の中で文化ボランティアをめぐるさまざまな状況が明らかになりました。

5 文化ボランティア施策の推進にあたっての留意点

文化ボランティアの推進のために国や地方自治体等が実施する施策は、文化ボランティア活動を行う方々の自主的な活動を促進するための環境整備という観点から行っていく必要があります。

また、公共の文化施設等において文化ボランティア活動の場や機会等の提供を促進するにあたっては、文化施設等と文化ボランティアとの協働関係の構築が非常に重要であり、文化施設等が取り組むべき事務や事業を肩代わりさせるものとならないように留意する必要があります。

6 今後の取組について

今後さらなる文化ボランティアの発展に向けて、文化ボランティアの方々へぜひ積極的に取り組んでいただきたいことがあります。まず第一に、文化ボランティアの方々による世代間交流をさらに進めていただきたいということです。具体的には、上記の調査で明らかになることが多く、さらに活動を発展させるために、大学生などに声をかけ、いっしょに活動をしていただきたいということです。このよう



長官官房政策課
文化ボランティア
専門官
大谷圭介

調査結果によれば、活動されている方は、五〇歳・六九歳までの方が全体の五七・七％を占めており、男女比はおおよそ男性・女性一・二の比率でした。具体的な活動内容は、「切符もぎり・会場整理」が約半数をしめ、ついで「ガイドボランティア」や「窓口業務補助」が多く行われていました。文化ボランティア活動を通じて、「文化・芸術に身近に触れたこと」「八〇・〇％」、「多くの人と知り合えたこと」「六九・五％」に、多くの人が満足を感じている結果となりました。また、文化ボランティア活動の推進のために望むこととしては、「文化ボランティアの養成・研修機会の充実」（五四・三％）が最も多く、ついで「文化ボランティア活動に関する情報提供の充実」（四一・六％）、「文化ボランティア同士の交流の場・機会の創出」（三五・三％）でした。

4 文化庁における取組

このような文化ボランティアをめぐる状況を踏まえて、文化庁では文化ボランティア活

な世代を越えた活動が実施されれば両者にとつて大変意義深いと思います。

また、第二に、文化ボランティアの方々による地域間交流を一層進めていただきたいと考えております。ともすると地域における文化活動は固定されたメンバーによって運営・活動がなされがちです。しかし、このような状況において地域を越えてさまざまな文化ボランティア団体同士が交流することでお互いの団体が活性化し、新たな活動も生まれてきます。同じような活動をされている文化ボランティア団体との交流も考えられますし、異なる分野で活動をされている文化ボランティア団体との交流も考えられます。

このように文化庁では、皆様の自発的な文化ボランティア活動の一層の発展に期待するとともに、今後とも一層の文化ボランティア活動の支援の充実を図っていくこととしておりますので、ご協力とご理解を宜しくお願いいたします。なお、文化ボランティアに関するご相談・ご質問等がありましたら、左記の連絡先までご連絡下さい。

文化庁長官官房政策課
文化ボランティア専門官 大谷圭介
電話 〇三・一五二・五三・四二二
FAX 〇三・一六七・四一・三八二
メール vol@bunka.go.jp
(内線二八〇七)

博物館・美術館における文化ボランティアの可能性

東京国立博物館
事業部教育普及課長

井上洋一



はじめに

文化庁では、現在、文化ボランティア活動の推進に向けてさまざまな取組を行っているが、その骨子は以下の三点に集約される。①インターネットを使用して、文化ボランティアに関するさまざまな情報交換が行える場を運営し、各地域の文化ボランティアの実践事例などの紹介をとおし、文化ボランティア関係者に多くの情報が行きわたるような活動を行う。②文化施設やNPO法人等において、多様な観点から文化ボランティアの継続的な活動の場の創設、提供を行うモデル的な取組を支援する。③外国人の日本語学習を支援するボランティアに対して専門的な技術や能力を向上させるための研修会の開催等を支援する。こうした三本柱を軸とした取組の中で、博物館・美術館においては、特に、二番目の柱が注目される。

文化ボランティア推進モデル事業

この事業は、「文化ボランティアの継続的な活動の場、機会を提供する等の事業で、他の文化ボランティア関係者等の取組に資する又は参考となると考えられる事業を実施するとともに、事業の成果を普及し、もって、各地域における文化ボランティア活動の一層の環境整備を図り、文化ボランティアを推進することを目的」とし、平成一六年度において年間三五件、総額約三五〇万円の支援を行っている。この取組は単に文化ボランティアの活動の支援と言うだけでなく、特に地方の博物館・美術館にとっては、さまざまな事業展開の起爆剤の役目を果たしているとも言えよう。現在、博物館・美術館のさまざまな活動は、文化ボランティアの参画によって新たな可能性が広がってきている。財政難で苦悩する地方博物館・美術館こそ、こうした支援制度を有

博物館・美術館と文化ボランティア

効に活用し、改めて文化ボランティアの支援・協力を仰ぎ、博物館・美術館でのさまざまな事業を展開してもらいたい。しかし、今年度の支援申請状況を見ると、意外にその数が少ないことに驚かされる。こうした状況は情報不足に起因するのかもしれないが、実にもったいない話である。この支援事業に関する情報は、文化庁のウェブ・サイトへアクセスすれば誰もが簡単に入手できるはずである。情報の受け手の問題もあろうが、情報の発信者である文化庁にも各都道府県教育委員会にこれまで以上に積極的にはたらきかけ、さまざまな情報が幅広く行きわたるようなシステムの構築を望みたい。

博物館・美術館における文化ボランティアの活動は、年々活発化している。しかし、その活動が円滑かつ効果的に運営されるために

は博物館・美術館職員と文化ボランティアとの仕事上での相互理解が必要不可欠となる。と同時に、職員とボランティアが相互に尊重し合い、敬意を払いながら行動すべきである。にもかかわらず、現場の状況は、なかなか複雑である。文化庁が昨年実施した「文化ボランティア実践者アンケート調査」の結果にも、「職員がやらなくてはならないことをボランティアにやらせる」「無料で使える便利屋的な扱いは受けたくない」「職員のボランティアの認識が低く、無給のパートくらいしか考えていない」「人手不足のための単なる手伝いに使われることが多く、ボランティアのもっている能力を十分に活かされていない」といった類の不満不満が噴出している。一方、職員からは、「人手の足りない館だからこそ、文化ボランティアの力を借りて、事業展開を図りたい」「『ボランティア』の意味をもっと考えてもらいたい」といった意見が聞かれる。文化ボランティアと職員とのコミュニケーション不足が招いた不幸な事態である。残念ながらこうした問題は、大なり小なり各館が抱える現実的課題であらう。職員には文化ボランティアの意を汲み取り、活動に反映できる柔軟な姿勢と対応が必要であることは言うまでもない。また、本来であれば文化ボランティアの一人ひとりと時間をかけてさまざまな課題について話し合うべきであらう。しかし、現実的には職員にはこ

うしたことを行う十分な時間はない。そこで重要なのが、ボランティア・コーディネーターの存在である。ボランティア・コーディネーターは、ボランティアと職員（館）をつなぐ存在であり、ボランティアのもつ能力を最大限に引き出し、館側の情報を正確に分析し、円滑な活動を促す原動力となる。文化ボランティア活動の推進には、このボランティア・コーディネーターの養成と配置が大きいかかわっていると言つてよい。そして、こうした環境づくりこそが今、私たちの現場に求められているのである。

おわりに

博物館・美術館における文化ボランティアは、その活動において自主性・企画性が求められる。しかし、そのみが強調されすぎると現場に思わぬ「ねじれ現象」が生じてしまう。そこには当然、館としての主体性もある。大切なのは館として文化ボランティアの参画を含めた事業方針を明確に示し、それを文化ボランティアと共有することであらう。そして「文化ボランティアとは何か」ということを相互に考えた上で、その育成と活動がなされるべきである。

高齢化社会にあつて、中高年層の文化ボランティアが多方面で活躍されていることはすば

らしいことである。しかし、こうした社会だからこそ、若年層にも目を向けていただきたい。次世代を担う若年層に対し、社会全体で歴史・伝統・文化を大切にすることを育て、その上で新たな創造性をもった心豊かな生活を営む力を育てる。文化ボランティアには自分自身の生涯学習とともにこうした若年層の文化力の育成にも大いなる力を発揮してもらいたい。こうしたことを契機に若年層にも文化ボランティアが浸透し、今度は彼等自身が文化ボランティアとなり、その力を社会に還元する。文化ボランティアの多くが中高年層で支えられている現在、若年層の文化ボランティアへの参画は、必ずやその活動の幅を広げ、内容も充実させるに違いない。世代を超えた文化ボランティアのネットワークづくりが強く望まれるのである。

文化ボランティアは、館と来館者をつなぐ掛け橋でもある。館をより来館者のために、また、より親しみある存在にするために、そして館と市民をつなぎ、全体としての文化の底上げにも、彼らの活動は今後さらに重要になってくるだろう。文化ボランティアの可能性に期待したい。

全国に文化ボランティアの花を咲かせる 市民一人一人が支えあう市民社会の構築を目指して

NPO法人
舞台芸術環境フォーラム理事
鳥取県文化振興財団
文化芸術デザイナー

柴田英紀



近年文化ボランティアへの意識が急速な高まりを見せています。その背景には不安定な社会情勢を乗り越えようとする人々のささやかな抵抗や挑戦、あるいは新しい人間関係の構築や結びつきを強く求める人々の願いや夢があるのではないかと考えられます。おそらく現代人は、自分自身の中に自らの求める文化を発見したいと渴望し、生活の営みの中に人と人とのつながり合い、それも人肌の距離感のつながりを求めているのではないだろうかと推察できます。

活発化するボランティア活動

平成一六年四月現在、全国規模でのボランティア活動者数は八〇〇万人を超えようとしています。内閣府と各都道府県が認証したNPO法人も一万七〇〇〇法人を上回り、民間非営利活動の動きはますます活発化しています。ボランティアをはじめとする市民活動の重

全国的なボランティアの課題

一般的にボランティアは、本人の自由意志に基づき、自らの価値観から独自の行動を選択できる自発性のある無償の労働行為です。しかしながら、時と場合によってはその活動が独り善がりだったり、一方的な行動に走りがちです。また、自発的な自由意志をいかに継続して日々のボランティア活動に結びつけていく

ことも重要です。加えて、職場、学校、家庭などとの両立をいかにバランスさせていくか、ボランティアの専門性の習得や活動の達成感などボランティア自身の向上にかかわるモチベーションをどのように高めていくかなど、ボランティア個々人の伸長性を重視し、時代に適合したボランティア活動の在り方を随時研究していくことが必要です。

文化ボランティア導入後の問題点

全国の公立文化施設においては、平成八年からボランティア制度導入が相次ぎましたが、人件費のコスト削減や人手不足といった理由から安易に導入した施設も多く、職員とボランティア間でコミュニケーションの不具合が生じたり、ボランティア同士での人間関係の齟齬や活動中のトラブルが事故を誘発させてしまふなど、結果的にボランティア活動が停滞・休止したケースも少なくありませんで

した。その問題の多くは、受入れ側とボランティア側の組織体制の在り方とボランティアを動かすマネジメント方法に集約されています。この二つの大きな問題点を対処療法に頼らず根本的に解決していかない限り、急増する文化ボランティアをさらなる発展のステージへと導いていくことは望めません。それには、両方の側にボランティアの核となる人材を養成することが急がれます。

問題解決のための四つのポイント

問題解決の第一のポイントは受入れ側の体制づくりと受入れ担当者であるボランティア・マネジャーの養成にあります。まず、受入れ組織や事業の中にボランティアを明確に位置付け、組織全体でボランティアの存在を認識し、その活動を受け止め、ボランティアに対する感謝の意を表明することが重要です。受入れ担当者は、文化・芸術とボランティアに精通している専門職という立場から、ボランティアを貴重な人的資源としてとらえ、育成し、ボランティアと同じ目線で、ともに喜び、ともに苦勞し、ともに感動を分かち合えるような共感関係を築き上げることが重要です。第二のポイントは、ボランティアを行う側に文化芸術の専門に詳しく、ボランティアを組織化することができ、リーダーシップを取れるような人

材を養成することです。文化ボランティア活動は、ボランティア自身の自己実現や夢の具現化の他に、活動の意義や使命を地域社会に喚起し貢献していくという役割があります。また、市民社会が成熟していく過程では、市民の価値観の多様化に伴って、画一的でないきめの細かなサービスを供給することが社会から要請され、公共機関や主催者になりかわって良質な文化的サービスを提供していくシーンが多くなります。文化ボランティアとして、専門的な知識や技術を身に付ける必要がここにあるのです。第三のポイントは、文化ボランティアの環境整備です。主にハードや物理面において、情報交換、事務作業、会議ができるボランティアルームの設置やくつろげる雰囲気のある居場所・たまり場づくりは重要です。多忙をきわめる社会人ボランティアが多かったり、昼夜分業のボランティアシフトを組んでいる場合は特に、活動の進捗状況の把握・情報の共有化・行動規範など活動に必要な共通認識をもつためにボランティア活動の場所の確保が求められます。最後のポイントは、ボランティア・マネジメントを習得することです。ボランティア・マネジメントとは、文化ボランティア一人一人がもっている個性を尊重しつつ、その持ち味を最大限に発揮して活動できるような、また、組織にとって最も効果的かつ効率的にボランティアを活用することができるよう、組

文化ボランティアをさらに発展させるために

全国各地でさまざまな文化ボランティアが芽吹いています。点在していた文化ボランティアが、いま点から線になりつつありますが、この動きをもっと発展させたいと考えています。それには、地域の文化ボランティア活動者が、相互の立場や特性を認め、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けてネットワークをつくり、情報交換や学習機会の場をもつことだろうと思います。フェイス・ツー・フェイスの関係づくりとしては、全国文化ボランティア会議の開催などを手掛けていく必要があるのではないかと考えます。市民一人一人が市民一人一人を支え合う市民社会の構築を目指して、文化ボランティアの輪を全国に広げていくことが地域社会や固有の文化を豊かにしていくことにつながっていくのです。

※統計出典 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国調査
内閣府HP
NPO法人日本NPOセンター「NPO広場HP」

NPO法人福井芸術・文化フォーラム

福井県

①団体の概要

当会は、福井市の委託を受けて公共ホール（福井市文化会館）の事業を企画・運営するNPO法人です。「文化は人をつくりまちをつくるコミュニケーションの礎」という理念にたち、さまざまな形の市民参画と、行政との連携・協働による、文化のまちづくりを目指しています。事業は、演劇・コンサート・ミュージカルなどの招聘型公演のほか、市民参加・プロデュース型公演、ワークショップ、専門家派遣、学校鑑賞教室（幼児・小学校・中学校）、市民企画の助成を行っています。

②具体的活動内容

平成一四年度の学習指導要領の改訂（中学校では三年間を通じて一種類以上の和楽器を体験することが付記されました）により、これまでほとんど日本の伝統音楽に出会うことがなかった子どもたちに「日本の音を聴く」と

楽器を知る・触る・弾く機会ができました。どのように取り組むか全国でその手法を模索しているなか、当会では地元邦楽専門家をボランティア講師として学校に派遣する事業「Arts in Education ～日本の音～」を企画しました。福井市教育委員会および同音楽部会に連携を呼びかけ、市内全中学校を対象に通年の事業として実施しています。最近学校では地域の人をゲストティーチャーに招いて単発の体験授業を行っています。この派遣事業では必要に応じて何時間でも継続的に学校の先生方をサポートし、ともに授業をつくる形をとっているのが特徴です。

当会が学校現場に邦楽専門家をコーディネートすることで、流派の問題の発生がなく、学校側・邦楽専門家側双方の率直な意見を取り入れながらすすめています。しかし一方で、指導方法の相違、楽器や授業数の不足、メンテナンส์等の問題も表面化してきています。特に学校の先生方との協働の授業づくりの難し

さは邦楽の専門家にとって、はじめて直面する大きな問題でした。弟子への指導には慣れている邦楽専門家も、限られた時間内に少ない楽器で多数の生徒を一斉に指導することに戸惑いがあるようです。

そこで、邦楽専門家に対し、学校現場での指導方法を身につけてもらうため、「邦楽専門家のための講習会」を二回にわたり開催しました。東京芸術大学助教授安藤政輝氏を招き、教育者と専門家の双方の立場から、「充実したプログラム内容と時間配分が子どもの満足度を高め、授業の成功を左右すること」、そして「わずか一時間でも専門家に教わるという体験が、子どもたちにとってたいへん大きな影響を与えること」など、子どもの教育に対しての責任の重さを認識する内容に重点がおかれました。ボランティアだから、子どもだからと安易に考えていた人も、講習会をとおして意識が変わり、今後は学校現場でより良いサポート役として責任感ある指導が期待できます。

〈第一回〉

対象…派遣事業「Arts in Education ～日本の音～」に講師登録を希望する職格以上の有資格者

内容…指導要領の和楽器必修化に伴う全国の学校教育の現状を知り、授業での専門家の役割や指導方法、先生方との協働の考え方やノウハウを学びました。また、学校教育に最も適しているといわれる箏の基礎奏法の指導方法をあらためて身につけました。

〈第二回〉

対象…登録講師

内容…派遣先の学校で生じた問題や、指導についての悩みを出し合いアドバイスを受けました。多様な学校の現状に理解を深め、それに合わせた派遣方法や指導内容を検討。また、依頼の多い三味線の基礎奏法・メンテナンスを学びました。

③今後の課題と展望

伝統芸能の継承に危機感をもつ専門家の方々は、子どもへの指導に対する思い入れや義務感が強く、講習会をとおしてさらにその熱意は高まりました。しかし、現段階では指導力・演奏技術ともに個々に差がある上、学校の先生方の和楽器に対する基礎知識や授業への取り組み方等もさまざまであり、一様には指導できない状況にあります。派遣に要する指導

力、先生方との協働に対する理解を兼ね備えた講師を養成するとともに、先生方に対しても講習会を提供していくことが必要です。

子どもたちにとって良い和楽器体験となることを第一に考え、学校の先生方と邦楽専門家が意欲的に授業に取り組めるよう、楽器購入やメンテナンス等の環境整備の協力を行政に働きかけていくことも課題のひとつです。

※本欄は、平成一六年三月に文化庁が発行した「文化ボランティア実践事例集」より抜粋したものです。



第1回邦楽専門家のための講習会



中学校での授業

子どもの美術教育をサポートする会

滋賀県

① 活動の趣旨・経緯

「すべての子どもたちに本物の芸術に触れる機会を与え、豊かな感性と心を育てる」という理念のもと、平成二十二年より、それまで難しいとされてきた学校と美術館の連携を、ボランティアが双方の意向や要望を調整することで、全国的にも先駆的な連携授業が実現しました。現場では普段とは違う子どもたちの輝く表情から、依頼校は年々増え、協力美術館・芸術家も増えて、美術・図工から総合的学習へと分野も広がっています。教育関係者を対象とした、夏的美術館研修交流会を毎年共同で企画し、連携の輪は広がっています。

② 具体的活動内容

(1) 学校・地域と美術館との連携活動

滋賀県内の特色ある美術館である、滋賀県立陶芸の森やMIHO MUSEUMと専門家（陶芸家、茶道家、音楽家、和太鼓奏者）

の協力を得て、教師と共同で検討を重ね、毎回特色ある連携プログラムを教育現場で実現しています。今までに、小・中学校・養護学校等、二〇校約六〇〇人の生徒に実施し、公民館など地域の子どもの事業では約二二〇〇人の親子に実施しました。

○滋賀県立陶芸の森Ⅱ「やきもの」をテーマに陶芸作家や美術作品を教室に迎え、制作活動を行ったり、美術館では作品鑑賞・窯場見学などを企画実施します。「今日から私も陶芸作家」「パプアニューギニアの土器と出会い、土面・土器づくりと野焼きに挑戦！」「自分だけの守り神・シーサーに挑戦！」など

○MIHO MUSEUMⅡ海外の古代美術・日本美術の所蔵品とおして、異文化理解を深め、伝統文化に触れる体験を、教室や美術館で企画実施します。「鳥獣人物戯画図を楽しむ」「茶道からおもてなしの心に触れる」「古代壁画から世界平和を考える（イラ



MIHO MUSEUMとの連携授業＜茶道家とおもてなし体験＞

クの子どもを応援しよう！」「乾山さんと出会う」など

(2) 夏季美術館研修会の実施

「総合的学習を美術館と共に」というテーマで、教育関係者対象の夏の研修交流会を美術館、芸術家、学校の三者の協力を得て開催しています。滋賀県立陶芸の森とMIHO MUSEUMを会場に、学校・公民館・大学・美術館・地域・NPO・行政関係など、口コミにもかかわらず、三年間で総勢三〇〇人が

参加しました。昨年は世田谷美術館の高橋学芸員を講師に迎えてのワークショップ、能楽演奏の鑑賞、陶芸作家との制作体験を実施しました。今年は、教育関係者が美術館作品から体験授業を企画するという内容でした。指導側に立つ大人自身が本物に触れる体験とおして感動を味わい、その重要性を実感する機会は最も大切であり、毎年参加者の輪が広がっています。来年も八月八日、九日の二日間を予定しています。

(3) 子どものための本物芸術体験プログラム

本年二月、びわ湖ホールで世界的演奏家ポール・ウインター氏のリハーサルを子どもたちに公開する企画（主催：NPO法人のChunet International）に協力し、音楽会に行くことが困難な障害をもった子どもたちにも声をかけ、約八〇〇人の子どもが感動体験をしました。本年六月には、草津市立笠縫東小学校に、ピアニスト・西村由紀江氏が、学校コンサートに来てくださり、MIHO MUSEUMが連携協力！全校生徒が、体育館の中に響く美しい音色に感激し、音楽が人の感情や心に残る風景をあらわせることなどを、実感しました。

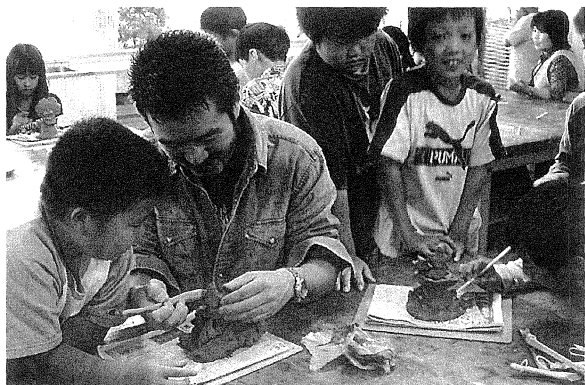
また、地域の音楽家や太鼓演奏家と学校との連携授業も実施しています。

③ 今後の課題と展望

学校現場からは、「美術館との連携体験学習

を学校の伝統にしたい」「各美術館ごと各学年ごとのプログラムづくりをしたい」との要望があり、今後、内容の検討を重ねていきます。また、「土から生まれるもの」をテーマに、うつわの美と考えに触れ、土鍋を制作し、育てたお米や野菜を煮て食べる、「美と食」「芸術とおした食文化教育」という、新しい連携学習を始めたいです。また、地域の落書き防止に壁画を制作する「笠縫東・チルドレン・ミュージアム」事業では、小・中学校・公民館・壁画作家・行政・業者とをボランティアがつなぎ、美しい壁画が完成しました。新しい地域のシンボル・憩いの場となっており、「芸術を通じてまちづくりに参加した」という実感を得た活動でした。

学校と美術館とボランティアという異なる文化をもつ主体が会って、「子どもたちに本物に触れる体験プログラムを」をテーマに、一つのことを成し遂げるには、お互いを理解し尊重しながら事業を進めることが大切です。そうした姿勢をベースにして、学校・地域にとっても、また、美術館・芸術家にとっても、ともにメリットのある言わば「WIN-WINの関係」や「両者の喜び」というものを構築し、相互に高め合う中から、先駆的活動を展開し続けていきたいと考えています。



県立陶芸の森との連携授業＜陶芸家とやきもの制作＞

文化ボランティア推進モデル事業

文化庁長官官房政策課

1 概要

文化庁では、平成一五年度より「文化ボランティア推進モデル事業」を実施しています。この事業は、文化ボランティアの継続的な活動の場、機会を提供する等の事業で、他の文化ボランティア関係者等の取組に資するまたは参考となると考えられる事業を実施するとともに、事業の成果を普及することにより、各地域における文化ボランティア活動の一層の環境整備を図り、文化ボランティアを推進することを目的としています。

2 対象事業

下記の①から⑥に掲げる事業のうち、先導的、実験的な事業を対象としています（なお、詳細は委嘱要綱が毎年度文化庁HP等に掲載されますのでそちらを（確認下さい））。

- ①文化ボランティアの継続的な活動の場、機会を提供する事業
- ②文化ボランティア及びそのコーディネーター（調整者）の研修事業
- ③文化ボランティアの参加に資する情報提供事業
- ④文化ボランティアへの普及啓発活動、参加のきっかけづくりとなる事業
- ⑤コーディネーター配置その他文化ボランティアのコーディネートに資する事業
- ⑥他のボランティアとの交流事業

3 対象団体

申請することが可能な団体は以下の団体となっております（なお、詳細は委嘱要綱が毎年度文化庁HP等に掲載されますのでそちらをご確認下さい）。

- ①地方公共団体（教育委員会を含む）
- ②公立文化会館または公益法人もしくは特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という）が管理運営する文化会館



石見銀山観光ボランティアガイドの会の取組

4 事業の委嘱状況

文化庁は、学識経験者等からなる「文化ボランティア推進モデル事業協力者会議」の意見を聴取した上で、応募団体から提出された事業計画の内容を審査し、適切であると認めた場合、当該実施団体に対し本事業を委嘱します。

当該事業は平成一五年度においては、日本全国から応募が一一件あり、そのうち七十二団体に委嘱しました。平成一五年度の委嘱事業の内容につきましては、文化庁が編集・発行している「文化ボランティア実践事例集」にその主なものを紹介しておりますので文化庁

HP等をご参照下さい（<http://www.bunka.go.jp/vol/index.html>）。

平成一六年度については、応募が一〇〇件あり、そのうち三五件に委嘱をしました。具体的な委嘱団体名については、左表をご参照下さい。

【参考】

文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成一四年二月一〇日閣議決定）（抜粋）

第2 文化芸術の振興に関する基本的施策
2. 文化財等の保存及び活用
・文化財の保存及び活用に当たり、地方公共団体、大学、専門的機関、NPO（民間非営利組織）・NGO（非政府組織）などの民間団体の活動や、文化ボランティア等の

自主的、主体的な活動との適切な連携協力を促進する。

9. 国民の文化芸術活動の充実
(1) 国民の鑑賞等の機会の充実
・国民の文化芸術活動への参画に資する文化ボランティア活動を活発にするため、各地域や文化施設等においての文化ボランティア活動の場の整備、情報の提供、相互交流の推進などの環境の整備を図る。

「文化を大切にする社会の構築について」（平成一四年四月二四日文化審議会答申）（抜粋）
第2章 文化を大切にする社会を構築するために
1. 社会全体で文化振興に取り組む
(5) 文化の発展を支える幅広い人材の育成
優れた文化を創造していくためには、その担い手に優秀な人材を得ることが不可欠であり、創造性豊かな芸術家や文化の作り手と受け手をつなぐ人材の育成など、文化を支える多様な人材の育成・確保が必要です。

また、多様な文化財の特性に応じて、文化財の専門職員や保存技術者・技能者の研修の充実や、ボランティア等の育成が重要である。さらに、公立文化会館、美術館・博物館、図書館等の教育・普及機能を向上させるため、学芸員等の専門家の充実や、ボランティア等との積極的な連携も求められます。

平成一六年度文化ボランティア推進モデル事業採択団体一覧

No	県名	申請団体名
1	岩手県	石鳥谷町教育委員会
2	岩手県	NPO法人 芸術工房
3	富城県	みやぎ邦楽サポート
4	山形県	財団法人 本間美術館
5	茨城県	みののれ支援隊
6	茨城県	NPO法人 自閉症児・者との共生ネットワーク・アジアバ
7	千葉県	市川市「文化ボランティア推進モデル事業」実行委員会
8	千葉県	千葉伝統郷土料理研究会
9	東京都	東京あるきテクト
10	東京都	羽村市教育委員会
11	東京都	中央区教育委員会
12	東京都	NPO法人 キャリア・ワールド
13	富山県	富山県公立文化施設協議会
14	石川県	金沢21世紀美術館友の会準備会
15	福井県	NPO法人 福井県子どもNPOセンター
16	山梨県	NPO法人 茅ヶ岳歴史文化研究所
17	長野県	辰野美術館
18	岐阜県	NPO法人 ぎふNPOセンター
19	岐阜県	岐阜県現代陶芸美術館
20	岐阜県	NPO法人 地域資料情報化コンソーシアム
21	愛知県	ちりゅう芸術創造協会
22	滋賀県	NPO法人 音楽村
23	滋賀県	財団法人 滋賀県文化振興事業団
24	滋賀県	NPO法人 ブラームスホール協会
25	滋賀県	こどもの美術教育をサポートする会
26	滋賀県	財団法人 びわ湖ホール
27	京都府	NPO法人 NPO京都の文化を映像で記録する会
28	奈良県	川西町教育委員会
29	鳥取県	財団法人 鳥取県文化振興財団
30	岡山県	NPO法人 あとりえ はらっぱ
31	広島県	広島県立美術館友の会
32	熊本県	熊本近代文学館友の会
33	熊本県	財団法人 熊本県立劇場
34	大分県	大分県（企画振興部文化振興課）
35	宮崎県	都城市

◆長官対談◆
 「文化人の本音」 河合隼雄文化庁長官対談
 毛利 衛 日本科学未来館館長
 「長官コラム文化庁の抜穴」

◆特集◆ 新たな文化財保護行政の展開

「文化庁提言」
 社会情勢を踏まえた積極的かつ多様な文化財の保護を目指して
 「寄稿」
 文化財保護法改正の周辺 渡邊明義
 文化的景観の保護 下村彰男
 「解説」
 文化財保護法の一部改正

◆文化庁ニュース◆
 「日本映画・愛と青春 1965—1968」
 平成一六年度地域文化功労賞決定 ほか

編集後記

今月号の特集は「文化ボランティア」をテーマにしました。
 文化庁では河合隼雄長官が文化庁長官に就任して以来、「文化ボランティア」を推進しております。今回さまざまな取組を紹介させていただいたわけですが、皆さまも文化ボランティアをしてみたいか、がでしょうか。そんなに大きなことをしようなどとは無理に、どんな取組でもまず始めてみるのが大切だと思います。

先日、東京都墨田区にある江戸東京博物館に行

◆連載◆

「いざいざミュージアム」美術館・博物館事業レポート」
 (財)佐野美術館(静岡県)
 「芸術文化の活動風景」
 展示ディスプレイ
 「そうかこうすればいいんだ」著作権教育実践事例」
 創作者を大切にすることを育てたい
 JASRACの取組」
 「文化交流使の活動報告」
 詩人・ラッシュ・ヴァリエ
 「伝建地区を見守る人々」伝建地時記」
 商売の神様が残してくれたもの(大阪府富田林市)
 「遺跡を楽しむ」
 黒曜石を活かした遺跡博物館
 「文化庁の地域文化振興施策」
 「文化芸術による創造のまち」支援事業
 「国語研究の最先端」
 電子政府
 「風を呼びさへ、わが町に」登録文化財との歩み」
 農業倉庫からの文化の発信 学問 創造 交流
 「文化力」ニュース100関西 関西元氣文化圏の取組」
 朝の光のクラシック
 「国宝・重要文化財をもっと楽しむ方法」
 古き手紙の封の色々
 「日本の伝統美と技を守る人々」
 文化財庭園保存技術・文化財庭園保存技術者協議会

ったのですが、展示ガイドの方々がいらつしゃいました。日ごろ、文化ボランティアに関する業務を行っている私ですが、直接文化ボランティアの方に接する機会はなかなか、思わず展示ガイドをお願いしました。ただ展示を見ると違つて説明を聞くにより理解も深まったように思います。非常に楽しく、うれしい時間となりました。昨日までまったく知らなかった人との出会いを生み出す、そんな力が「文化」にはあるのでしょうか？

(F・S)

文化庁月報 11月号 (通巻434)

平成16年11月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

発行—株式会社 きょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12
 本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16
 電話 編集 03 (3571) 2126
 販売 03 (5349) 6666
 URL : http://www.gyousei.co.jp

印刷所—ぎょうせいデジタル株式会社

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価540円 [本体514円] 送料76円

年間購読料6,480円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先

(株) ぎょうせい営業部広告課

電話03 (5349) 6657 (ダイヤルイン)

©2004 Printed in Japan ISSN 0916-9849

本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。

文化庁では、ホームページで、文化庁に関する情報を幅広く提供しています。ご意見、文化庁月報の感想などを、ホームページのご意見欄へお寄せください。

●ホームページアドレス●

http://www.bunka.go.jp